

現場説明書及び特記事項（施工条件明示を含む）

1 現場説明事項

（１）工事名称及び概要

工事名称及び概要は閲覧設計書に記載のとおり。

（２）工期

契約締結の日から令和 7 年 1 1 月 1 4 日まで。

2 特記事項

【一般】

（１）本工事は諏訪市建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び長野県土木工事共通仕様書（以下「県共通仕様書」という。）による。

（２）仕様書及び設計図書に記載が無くとも工事を遂行する上で必要な事項については協議すること。

（３）現場代理人は常駐とすること。

（４）工事着手に先立ち関係機関との手続き、近隣住民等への周知を徹底し、通行人を含め、第三者とのトラブルを回避するよう努めること。

（５）起工測量に基づき設計、施工の協議を行うこと。

（６）週休 2 日工事

本工事は発注者指定型週休 2 日工事の対象工事である。「諏訪市週休 2 日工事实施要領」に従い取り組むものとする。また、工事契約後、週休 2 日対象期間において受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

（参考）諏訪市週休 2 日工事实施要領

<https://www.city.suwa.lg.jp/soshiki/6/4060.html>

（７）施工計画

1) 施工計画書

- ・県共通仕様書 1-1-1-6（施工計画書）に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前に「施工計画書」を作成し提出すること。
- ・施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携」を参考とすること。
- ・工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。

2) 施工体制に関する事項

- ・受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。
- ・特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行

うこと。

- ・施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

(施工体制に係る工事書類等)

- ①「施工体制台帳」、「施工体系図」
- ②下請負契約書の「写」(下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成)
- ③主任技術者(監理技術者)の資格証等の写し及び保険証

注) 施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事 例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、 下請契約書写、施工体系図を含む	主任(監理)技術者の配置 の有無
交通誘導警備員	台帳作成不要、契約書写しを添付	指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者 (収集運搬業・処分業)	台帳作成不要、契約書写しを添付	
ダンプ 運搬	運搬のみの契約は台帳作成不要	建設業の許可を必要とする場合 もしくは有する場合は技術 者の配置が必要
1日で完了する請負契約、 少額な作業・雑工・労務の み単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は 請負契約のため台帳作成	建設業の許可を必要とする場 合もしくは有する場合は技術 者の配置が必要
クレーン作業、コンクリートポンプ打 設等、日々の単価契約で 行っている場合	日々の単価契約であっても請負契約に 該当するため、台帳作成を必要とする 。	建設業の許可を必要とする場 合もしくは有する場合は技術 者の配置が必要
クレーン等の重機・レートを機械 と一緒にリース会社から借り上 げる場合	台帳を作成する	建設業の許可を必要とする場 合もしくは有する場合は技術 者の配置が必要

3) 関係機関への届出等

- ・ 消防署への「工事届」
- ・ 労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」
- ・ 公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・ 市、国、県への「道路通行制限願」
- ・ 河川内作業における漁協との工事打合せ簿等の「写」

【工程関係】

(8) 地元・関係機関との協議

現場着手にあつては、下記の協議を地元住民及び関係機関と行うこと。

関係機関等	協議事項	時期
-------	------	----

地元区・近隣住民	工事内容・規制方法	着工前

(地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR 等)

- ・工期の変更が必要となった場合、速やかに協議すること。

(9) 近接・競合工事

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考

【品質・技術管理関係】

(10) 品質管理・出来形管理は「長野県土木工事施工管理基準」による。

【安全管理関係】

(11) 安全教育・研修・訓練

- ・工事現場では、県共通仕様書 1-1-1-37 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- ・安全教育等は工事期間中月 1 回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(12) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

(13) 交通管理

① 交通誘導警備員

- ・本工事における交通誘導警備員の現場条件及び数量は下記のとおりである。

種類	現場条件	配置員数 (人/日)	配置総数 (人)	備考
交通誘導警備員 A				
交通誘導警備員 B		2	10	

- ・近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合や当初設計で予定している施工方法に対して違う施行方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- ・受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第 4 条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- ・(国)20 号においては、長野県公安委員会告示第 19 号(平成 27 年 7 月 2 日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を配置して実施すること。

② 交通安全施設

- ・仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること
- ・車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・

回転灯等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

- ・規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

(14) 架空線等上空施設一般

- ・工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。
- ・建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。
 - ① 架空線上空施設への防護カバーの設置。
 - ② 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置
 - ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
 - ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定
- ・前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。なお、防護費用の見積書の写しを監督員に提出すること。

(15) 掘削法面

- ・斜面下部を切土する場合は、切土施工単位 10～20mを原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。
- ・「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」等（土木工事現場必携参考）により必要な対策を講ずること。
- ・現場内には、雨量計を設置のこと（簡易なものでも可）。
- ・掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくと共に、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ 10m以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。

(16) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策関係、その他工事

- ・「砂防等工事における安全の確保について」(平成 11 年 3 月土木部砂防課資料)により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、「施工計画書」で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。
- ・斜面崩壊、有害ガス・酸素欠乏等の対策として、下表の設備（各種センサー類及び換気設備等を安全費に計上している。なお、現地に即すための仕様変更やそのほかに設置が必要となる設備の費用は、協議のうえ設計変更の対象とする。

各種センサー類及び換気設備等	設置場所	設置期間	備考

〔参考〕

1) 建設現場における警戒避難雨量の設定

- ・河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所については、雨量計及び長野県河川砂防情報ステーション（ホームページアドレス <http://www.sabo-nagano.jp/dps>）等による気象情報を入手するとともに、警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期すこととすること。

【警戒避難雨量例：連続雨量 75mm、24 時間雨量 60mm、1 時間雨量 15mm】

※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場条件を勘案し、必要な場合は別途基準

雨量を設定して対応すること。

- ・ 連続雨量とは降雨中断が 24 時間以内の総雨量をいう。
- ・ 雨量が各警戒避難雨量に該当したら、工事を中断し避難をすること。
- ・ 降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。

2) 土石流に対する安全対策

河川内工事、またはそれ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では県共通仕様書 1-1-1-37 の 17 の規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。

特に、下記の項目について、施工計画書に記載すること。

なお、安全対策に別途必要となる費用は協議により設計変更の対象とする。

(現場の状況)

項 目	調 査 数 量	流域の状況
1 溪流調査	溪流勾配が15° 以上となる地点及び最急溪床勾配	
2 溪床状況	土砂の状況	
3 流量面積	溪床勾配15° 地点より上流の流域面積（発生流域面積）	
4 土石流	過去に発生した土石流、崩壊の有無	
5 亀裂・滑落崖	新しい亀裂、滑落害の有無	

3) 降積雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する他、「雪崩等災害防止対策要領（案）」、「積雪期における土木工事安全施工技術指針（案）」により工事の安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。

- ・ 雪崩、土石流等に対する安全対策の点検。
- ・ 積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。
- ・ 作業着手前、作業中の安全巡視。
- ・ 気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張員の配置。
- ・ 警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底。

【仮設工関係】

(1 7) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(1 8) 仮設工設置期間

仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、次表（設計書）に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

仮設工	内容	期間	条件等

本工事の足場については、原則として平成 21 年 3 月 2 日付け厚生労働省令第 23 号

にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、
手すり先行工法を採用するものとする。

(参考)「手すり先行工法に関するガイドライン」

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(19) 任意仮設

次の設備については、任意仮設とする。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

仮設物・仮設備名等	設計条件	制約条件	備考
交通管理工	交通誘導警備員の配置	—	【安全管理関係】に記載のとおり
敷鉄板設置・撤去工	参考図参照		
敷鉄板賃料	参考図参照		供用日数 日
ポンプ運転	作業時排水		運転日数 日

(20) 任意仮設

仮設物・仮設備名	内容・条件	特記事項

(21) 附帯工

附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。

【使用材料関係】

(22) 材料の承認

- ・工事で使用する材料は、県共通仕様書材料編第2節「4. 見本・品質証明資料」及び「6. 監督員等の確認」により「材料承認願」で確認を受けなければならないが、一括承認済の資材等について確認は不要である。一括承認については市のホームページ等で周知している。

(23) 生コンクリート

- ・使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員等に提出し、確認を受けること。
- ・水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。

＜鉄筋コンクリート＞ W/C=55%以下

＜無筋コンクリート＞ W/C=60%以下

(24) アスファルトコンクリート

- ・基準密度等の品質管理のために、使用前に配合報告書を提出し、確認を受けること。
- ・材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」による

ものとし事前に使用材料の確認を受けなければならない。

- ・再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は、50%以下とし、含有率(%、重量比)を記載した、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請 提出表」を提出すること。

(25) クラッシャーラン

- ・材料について特記のない場合は、「再生砕石等の利用基準」によるものとし、使用前に使用材料の確認を受けなければならない。
- ・路盤材に使用する再生砕石(RC-40)は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載した「再生砕石等 材料承認申請 提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。

【用地関係】

- (26) 既存の用地境界杭等の取扱いについては、共通仕様書 1.7.1 の規定によることとし、施工後の片付け、境界の復旧等は入念に行うこと。

【発生土・廃棄物・再生資源関係】

- (27) 共通仕様書 4.3 に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

(28) 建設発生土の搬出先等

処分地名称及び所在地	処分費	その他

※土質状況等により処分地での受け入れが困難になった場合や、受注者の都合により処分地を変更したい場合は共通仕様書 4.3 2 の規定に基づき発注者と協議を行うこと。

上記の搬出先について、

- ①【A】原則として変更しない。なお、発注時点で想定していないやむを得ない事情等により、搬出先が変更となった場合は、設計変更の対象とする。

- ②【a】盛土規制法の許可等の手続きを完了した搬出先である。

- ③公告時点は上記①及び②のとおりだが、契約後に搬出先を変更する場合は、変更後の搬出先における盛土規制法の許可等で必要となる手続きを改めて確認する必要がある。

※詳細は、令和7年5月12日付け事務連絡『「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に係る建設発生土における留意事項について（通知）の補足資料について』を参照のこと。

(29) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

- ・受注者は発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- ・受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。
- ・再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種 別	処理場名	備考
アスファルトコンクリート塊	(株)常富産業 坂室処理場	
セメントコンクリート塊	無筋	
	鉄筋	
	二次製品	
建設資材木材		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。

その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

※排出する対象物の一部を諏訪市指定の仮置き場へ運搬すること。

(30) 産業廃棄物に関する事項（建設廃棄物処理指針 H22 環境省）

・産業廃棄物の処理に関する設計条件は下表のとおりである。

種 別	処理場名	備考
木くず		
汚泥		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※積算に用いる木くず処理量の体積 — 重量換算は、県実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

※伐採材については、有価売却を検討すること。

(31) 建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

【その他】

(32) 支障物件がある場合は、施工方法について監督員及び関係者へ協議すること。

(33) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。また、監督員へ証券等の提示を行うこと。